

# 四半期報告書

(第67期第2四半期)

自 平成21年7月1日  
至 平成21年9月30日

**ニッセイ同和損害保険株式会社**

(E03831)

# 目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報 .....	1
第1 企業の概況 .....	1
1 主要な経営指標等の推移 .....	1
2 事業の内容 .....	2
3 関係会社の状況 .....	2
4 従業員の状況 .....	2
第2 事業の状況 .....	3
1 保険引受の状況 .....	3
2 事業等のリスク .....	6
3 経営上の重要な契約等 .....	6
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 .....	7
第3 設備の状況 .....	9
1 主要な設備の状況 .....	9
2 設備の新設、除却等の計画 .....	9
第4 提出会社の状況 .....	10
1 株式等の状況 .....	10
(1) 株式の総数等 .....	10
(2) 新株予約権等の状況 .....	10
(3) ライツプランの内容 .....	10
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移 .....	10
(5) 大株主の状況 .....	11
(6) 議決権の状況 .....	12
2 株価の推移 .....	13
3 役員の状況 .....	13
第5 経理の状況 .....	14
1 中間財務諸表 .....	15
(1) 中間貸借対照表 .....	15
(2) 中間損益計算書 .....	16
(3) 中間株主資本等変動計算書 .....	17
(4) 中間キャッシュ・フロー計算書 .....	20
2 その他 .....	43
第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....	45

[中間監査報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月26日
【四半期会計期間】	第67期第2四半期（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）
【会社名】	ニッセイ同和損害保険株式会社
【英訳名】	Nissay Dowa General Insurance Company, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役社長 立山 一郎
【本店の所在の場所】	大阪市北区西天満四丁目15番10号
【電話番号】	大阪（6363）1121（大代表）
【事務連絡者氏名】	総務部大阪総務グループ長 森口 泰男
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区明石町8番1号
【電話番号】	東京（3542）5511（大代表）
【事務連絡者氏名】	総務部総務企画グループ長 橋村 浩樹
【縦覧に供する場所】	当社東京本社 （東京都中央区明石町8番1号） 当社横浜統括支店 （横浜市中区本町五丁目48番地） 当社名古屋統括支店 （名古屋市西区名駅二丁目22番9号） 当社神戸統括支店 （神戸市中央区明石町19番地） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

（注）上記の当社名古屋統括支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移を記載しております。

提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第65期中	第66期中	第67期中	第65期	第66期	
会計期間	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日	
正味収入保険料 (対前期増減率)	(百万円) (%)	159,786 (△0.89)	155,735 (△2.53)	154,945 (△0.51)	318,249 (△2.48)	310,918 (△2.30)
経常利益又は経常損失(△) (対前期増減率)	(百万円) (%)	6,928 (2.87)	4,774 (△31.08)	6,378 (33.59)	12,486 (29.43)	△16,841 (△234.88)
中間(当期)純利益又は当期純損失(△) (対前期増減率)	(百万円) (%)	4,660 (3.18)	2,500 (△46.36)	3,538 (41.53)	6,450 (3.05)	△6,738 (△204.46)
正味損害率	(%)	64.11	64.79	66.90	66.45	67.36
正味事業費率	(%)	32.01	33.37	33.18	33.51	34.64
利息及び配当金収入 (対前期増減率)	(百万円) (%)	14,903 (21.14)	13,826 (△7.23)	10,517 (△23.93)	28,577 (15.62)	23,897 (△16.37)
持分法を適用した場合の投資利益	(百万円)	—	—	—	—	—
資本金 (発行済株式総数)	(百万円) (千株)	47,328 (400,055)	47,328 (390,055)	47,328 (390,055)	47,328 (390,055)	47,328 (390,055)
純資産額	(百万円)	356,824	234,783	204,029	273,308	184,364
総資産額	(百万円)	1,350,436	1,169,763	1,110,456	1,214,111	1,100,172
1株当たり純資産額	(円)	939.34	618.49	537.56	719.51	485.73
1株当たり中間(当期)純利益金額又は1株 当たり当期純損失金額(△)	(円)	12.26	6.58	9.32	16.98	△17.74
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	(円)	—	—	—	8.00	8.00
自己資本比率	(%)	26.42	20.07	18.37	22.51	16.76
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	4,218	△379	△11,093	△10,088	△8,651
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	4,894	△19,093	7,407	11,475	△10,038
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△3,061	△3,180	△3,045	△3,070	△3,202
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高	(百万円)	87,066	55,616	49,471	78,742	56,208
従業員数	(人)	4,182	4,350	4,453	4,183	4,385

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成していないので、最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

3. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料

4. 持分法を適用した場合の投資利益については、重要性に乏しいため記載を省略しております。

5. 第65期中、第65期、第66期中、第67期中の潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第66期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第2四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	4,453
---------	-------

（注）従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、執行役員、退職者及び臨時雇を含んでおりません。

## 第2【事業の状況】

### 1【保険引受の状況】

#### (1) 保険引受利益

区 分	前第2四半期会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日) (百万円)	当第2四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日) (百万円)	対前年増減 (△) 額 (百万円)
保険引受収益	89,853	87,005	△2,847
保険引受費用	77,616	76,132	△1,484
営業費及び一般管理費	12,504	12,160	△343
その他収支	△21	△13	7
保険引受利益 (△は保険引受損失)	△288	△1,299	△1,011

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、四半期損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額であります。

2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などであります。

#### (2) 元受正味保険料（含む収入積立保険料）

区 分	前第2四半期会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)			当第2四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△) 率 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△) 率 (%)
火災	15,974	18.14	—	17,790	19.49	11.37
海上	1,781	2.02	—	1,356	1.49	△23.88
傷害	10,175	11.55	—	9,074	9.94	△10.81
自動車	38,983	44.26	—	39,276	43.04	0.75
自動車損害賠償責任	6,640	7.54	—	6,885	7.54	3.70
その他	14,525	16.49	—	16,880	18.50	16.22
合 計 (うち収入積立保険料)	88,079 ( 3,888)	100.00 ( 4.41)	— ( —)	91,264 ( 3,131)	100.00 ( 3.43)	3.62 (△19.48)

(注) 元受正味保険料（含む収入積立保険料）とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものであります。（積立型保険の積立保険料を含む。）

## (3) 正味収入保険料

区 分	前第2四半期会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)			当第2四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△) 率 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△) 率 (%)
火災	11,232	14.49	—	13,384	17.13	19.16
海上	1,484	1.91	—	1,029	1.32	△30.66
傷害	7,355	9.49	—	6,996	8.95	△4.88
自動車	38,926	50.20	—	39,210	50.19	0.73
自動車損害賠償責任	8,616	11.11	—	7,721	9.88	△10.38
その他	9,927	12.80	—	9,788	12.53	△1.40
合 計	77,542	100.00	—	78,131	100.00	0.76

## (4) 正味支払保険金

区 分	前第2四半期会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)			当第2四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)		
	金額 (百万円)	対前年増減 (△) 率 (%)	正味損害率 (%)	金額 (百万円)	対前年増減 (△) 率 (%)	正味損害率 (%)
火災	3,938	—	36.98	4,394	11.58	34.29
海上	875	—	61.30	693	△20.84	69.98
傷害	3,894	—	59.11	4,071	4.55	64.07
自動車	25,645	—	73.79	26,647	3.91	77.20
自動車損害賠償責任	7,213	—	90.52	6,750	△6.41	94.70
その他	5,072	—	53.41	5,341	5.31	56.97
合 計	46,640	—	66.07	47,899	2.70	67.78

(注) 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) / 正味収入保険料 × 100

(参考) 提出会社の状況

ソルベンシー・マージン比率

	当中間会計期間末 (平成21年9月30日) (百万円)	前事業年度末 (平成21年3月31日) (百万円)
(A) ソルベンシー・マージン総額	417,937	386,106
資本金又は基金等	156,974	153,442
価格変動準備金	911	607
危険準備金	192	176
異常危険準備金	136,072	135,350
一般貸倒引当金	82	56
その他有価証券の評価差額 (税効果控除前)	66,326	39,305
土地の含み損益	18,316	20,129
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
控除項目	—	—
その他	39,060	37,035
(B) リスクの合計額	89,844	90,305
$\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2+R_5+R_6}$		
一般保険リスク (R <sub>1</sub> )	19,986	19,996
第三分野保険の保険リスク (R <sub>2</sub> )	—	—
予定利率リスク (R <sub>3</sub> )	1,076	1,089
資産運用リスク (R <sub>4</sub> )	34,526	32,583
経営管理リスク (R <sub>5</sub> )	2,051	3,052
巨大災害リスク (R <sub>6</sub> )	46,963	48,090
(C) ソルベンシー・マージン比率 [ (A) / { (B) × 1/2 } ] × 100	930.4%	855.1%

(注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

<ソルベンシー・マージン比率>

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額: 上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))であります。



・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

- ① 保険引受上の危険 : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く。）  
（一般保険リスク）  
（第三分野保険の保険リスク）
- ② 予定利率上の危険 : 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険  
（予定利率リスク）
- ③ 資産運用上の危険 : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等  
（資産運用リスク）
- ④ 経営管理上の危険 : 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの  
（経営管理リスク）
- ⑤ 巨大災害に係る危険 : 通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険  
（巨大災害リスク）

・「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額であります。

・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

## 2【事業等のリスク】

当第2四半期会計期間において、事業等のリスクに重要な変更はありません。また、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生はありません。

## 3【経営上の重要な契約等】

当社は、平成21年1月23日の公表内容に基づき、経営統合に関する協議を進め、本年9月30日、あいおい損害保険株式会社（以下「あいおい損保」）及び三井住友海上グループ（三井住友海上グループホールディングス株式会社（以下「三井住友海上HD」））及び三井住友海上火災保険株式会社と、最終合意に至り、株主総会の承認と関係当局の認可等を前提として、あいおい損保、三井住友海上HDとの間で株式交換契約、あいおい損保との間で合併契約を締結いたしました。

株式交換契約及び合併契約の概要は以下のとおりであります。

### (1) 株式交換及び合併の目的

#### ① 株式交換の目的

スピード感を持って飛躍的に事業基盤及び経営資源の質・量の強化・拡大を図ることにより、グローバルに事業展開する世界トップ水準の保険・金融グループを創造して、持続的な成長と企業価値向上の実現を目的とするものであります。

#### ② 合併の目的

当社、あいおい損保及び三井住友海上HDとの間の株式交換による経営統合により実現する新たな保険・金融グループの中核会社としてグループ企業価値の向上を追求するため、当社及びあいおい損保の強みを発揮し、お客さまからの確かな信頼を基に発展することを目的とするものであります。

### (2) 株式交換及び合併の方法

#### ① 株式交換の方法

当社及びあいおい損保は、三井住友海上HDを株式交換完全親会社とし、それぞれ自らを株式交換完全子会社とする株式交換を行い、三井住友海上HDの完全子会社となります。

#### ② 合併の方法

当社及びあいおい損保は、あいおい損保を合併存続会社とし、当社を合併消滅会社とする合併を行い、当社は解散いたします。

### (3) 株式交換及び合併の期日（効力発生日）

株式交換期日を平成22年4月1日、合併期日を平成22年10月1日といたします。

(4) 株式交換及び合併に係る割当ての内容

① 株式交換に係る割当ての内容

株式交換に際して、当社の普通株式1株に対して三井住友海上HDの普通株式0.191株が割当交付され、あいおい損保の普通株式1株に対して三井住友海上HDの普通株式0.190株が割当交付されます。

② 合併に係る割当ての内容

合併は、当社及びあいおい損保がともに三井住友海上HD（株式交換に際して、商号を「MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社」に変更予定）の完全子会社となった後に行われるため、合併に際して、あいおい損保から当社の株主に対して、あいおい損保の株式その他の金銭等は割当交付されません。

(5) 株式交換の割当ての内容の算定根拠

当社、あいおい損保及び三井住友海上HDは、株式交換比率の算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、当社はゴールドマン・サックス証券株式会社（以下「ゴールドマン・サックス」）に対し、あいおい損保は野村証券株式会社（以下「野村証券」）及びモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「モルガン・スタンレー」）に対し、三井住友海上HDは日興シティグループ証券株式会社（現シティグループ証券株式会社。以下「シティグループ」）に対し、それぞれ自らが当事者となる経営統合に係る株式交換比率の算定を依頼いたしました。

当社はゴールドマン・サックスによる算定結果を参考に、あいおい損保は野村証券及びモルガン・スタンレーによる算定結果を参考に、三井住友海上HDはシティグループによる算定結果を参考に、それぞれ3社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、3社で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、上記株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

また、当社はゴールドマン・サックスから、あいおい損保は野村証券及びモルガン・スタンレーから、三井住友海上HDはシティグループから、それぞれ自らが当事者となる株式交換比率が財務的見地から妥当である旨の評価を受けております。

(6) 株式交換完全親会社及び合併存続会社の概要

① 株式交換完全親会社

商号 MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社  
(現：三井住友海上グループホールディングス株式会社)  
資本金 100,000百万円  
事業の内容 保険持株会社

② 合併存続会社

商号 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
(現：あいおい損害保険株式会社)  
資本金 100,005百万円  
事業の内容 損害保険事業

## 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の概況

当第2四半期会計期間におけるわが国経済は、昨年来の世界的な金融市場の混乱とその後の経済の減速の影響により、企業収益は大幅に減少、雇用情勢は悪化傾向が継続するなど、依然として厳しい状況となりました。

損害保険業界におきましては、このような経済動向のなか、新車販売台数の落ち込みや荷動き不振による貨物保険への影響などにより、保険料収入は減収となりました。

このような情勢のなか、当社は、引き続き「経営品質革新」を最重要課題とし、代理店における「お客さまいちばん！品質基準」や、平成21年4月1日に制定した「ニッセイ同和損保グループ行動規範」に基づき、お客さまの視点に立った業務遂行態勢の一層の強化に励み、お客さまの満足度向上に全社を挙げて取り組んでまいりました。

このほか、自然災害に対する義援金を募るなど、社会貢献活動にも努めてまいりました。

また、当社は、本年1月23日の公表内容に基づき、経営統合に関する協議を進め、本年9月30日、あいおい損害保険株式会社（以下「あいおい損保」）及び三井住友海上グループ（三井住友海上グループホールディングス株式会社（以下「三井住友海上HD」）及び三井住友海上火災保険株式会社）と、最終合意に至り、株主総会の承認と関係当局の認可等を前提として、あいおい損保、三井住友海上HDとの間で株式交換契約、あいおい損保

との間で合併契約を締結いたしました。

このような施策を展開いたしました結果、経常収益につきましては、保険引受収益が870億円、資産運用収益が96億円、その他経常収益が2億円となり、前第2四半期会計期間に比べ11億円減少して968億円となりました。

一方、経常費用につきましては、保険引受費用が761億円、資産運用費用が51億円、営業費及び一般管理費が130億円、その他経常費用が1億円となり、前第2四半期会計期間に比べ30億円減少して944億円となりました。

この結果、経常利益は前第2四半期会計期間に比べ18億円増加して24億円となりました。

これに特別損益、法人税及び住民税並びに法人税等調整額を加減した四半期純利益は6億8千6百万円となり、前第2四半期会計期間に比べ8億3千万円増加いたしました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、正味支払保険金の増加などにより、前第2四半期会計期間に比べ22億円減少して54億円の支出となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却・償還による収入の増加などにより、前第2四半期会計期間に比べ88億円増加して85億円の収入となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得による支出の減少により、前第2四半期会計期間に比べ1億円増加して5百万円の支出となりました。

これらの結果、当第2四半期会計期間末の現金及び現金同等物の残高は494億円となりました。

#### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当該第2四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

なお、グローバルに事業展開する世界トップ水準の保険・金融グループを創造して、持続的な成長と企業価値向上を実現するため、当社は、あいおい損保、三井住友海上HDとの間で株式交換契約を締結いたしました。また、すべてのお客さまに高品質の商品・サービスをお届けし、一人ひとりのお客さまからの確かな信頼を基に発展する企業の創造を目指し、あいおい損保との間で合併契約を締結いたしました。これらの経営統合及び合併の実現に向けた取組を迅速に推進してまいります。

#### (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

当第2四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2【設備の新設、除却等の計画】

当第2四半期会計期間において、前四半期会計期間末における重要な設備の新設、除却等の計画について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	700,000,000
計	700,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年11月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	390,055,814	390,055,814	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	単元株式数は 1,000株であり ます。
計	390,055,814	390,055,814	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成21年7月1日～ 平成21年9月30日	—	390,055	—	47,328	—	40,303

## (5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区今橋三丁目5番12号	138,015	35.38
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	23,068	5.91
日本マスタートラスト信託銀 行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	13,695	3.51
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	13,259	3.40
株式会社クボタ	大阪府大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号	8,336	2.14
ダンスケ バンク クライアン ツ ホールディングス (常任 代理人 香港上海銀行東京支 店)	HOLMENS KANAL 2-12, 1092 COPENHAGEN K DENMARK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	7,314	1.88
株式会社八十二銀行 (常任代 理人 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社)	長野県長野市中御所岡田178番地8 (東京都港区浜松町二丁目11番3号)	6,267	1.61
信越化学工業株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番1号	5,904	1.51
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	5,853	1.50
株式会社群馬銀行 (常任代理 人 資産管理サービス信託銀 行株式会社)	群馬県前橋市総社町194番地 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	5,086	1.30
計	—	226,801	58.15

(注) 1. 上記のほか、当社は自己株式を10,510千株保有しております。

2. アーノルド・アンド・エス・ブレイクロウダー・アドバイザーズ・エルエルシーから、平成20年9月18日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成20年9月15日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
アーノルド・アンド・エス・ ブレイクロウダー・アドバイ ザーズ・エルエルシー	1345 Avenue of the Americas, New York, NY 10105 - 4300 U. S. A.	24,660	6.32

3. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、平成21年3月16日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成21年3月9日現在で共同保有者計4社が以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	4,103	1.05
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	13,733	3.52
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	1,192	0.31
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	479	0.12
計	—	19,507	5.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 10,510,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 378,575,000	378,575	—
単元未満株式	普通株式 970,814	—	一単元 (1,000株) 未満 の株式
発行済株式総数	390,055,814	—	—
総株主の議決権	—	378,575	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が2,000株 (議決権の数2個) 含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
ニッセイ同和損害保険 株式会社	大阪市北区西天満四丁目 15番10号	10,510,000	—	10,510,000	2.69
計	—	10,510,000	—	10,510,000	2.69

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高（円）	463	477	499	475	487	477
最低（円）	388	406	440	425	443	438

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の状態はありません。



## 第5【経理の状況】

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間財務諸表を作成しております。

### 1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に準拠して作成しております。

なお、前中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は、改正前の中間財務諸表等規則及び保険業法施行規則に基づき、当中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は、改正後の中間財務諸表等規則及び保険業法施行規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間財務諸表については監査法人トーマツにより中間監査を受け、また、当中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）の中間財務諸表については有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

なお、有限責任監査法人トーマツは、有限責任監査法人へ移行したことにより、平成21年7月1日付で監査法人トーマツから名称を変更しております。

### 3. 中間連結財務諸表について

中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、経常収益、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、経常収益基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.43%
経常収益基準	2.65%
利益基準	△0.47%
利益剰余金基準	1.41%

1 【中間財務諸表】  
(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の要約 貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>			
現金及び預貯金	27,805	29,281	32,803
コールローン	28,400	20,800	24,300
買入金銭債権	590	—	—
有価証券	※2 911,663	※2 835,437	※2 810,817
貸付金	※3 39,360	※3 38,459	※3 40,785
有形固定資産	※1 56,863	※1 56,583	※1 56,778
無形固定資産	237	235	236
その他資産	73,836	84,328	78,144
繰延税金資産	32,006	46,239	57,153
貸倒引当金	△997	△905	△844
投資損失引当金	△2	△2	△2
資産の部合計	1,169,763	1,110,456	1,100,172
<b>負債の部</b>			
保険契約準備金	900,137	880,114	884,604
支払備金	※4 128,660	※4 126,114	※4 125,808
責任準備金	※5 771,477	※5 754,000	※5 758,795
その他負債	25,560	24,715	29,678
未払法人税等	4,502	868	780
その他の負債	※2 21,058	※2 23,847	※2 28,898
退職給付引当金	1,714	684	337
賞与引当金	182	—	580
特別法上の準備金	7,384	911	607
価格変動準備金	7,384	911	607
負債の部合計	934,979	906,426	915,808
<b>純資産の部</b>			
<b>株主資本</b>			
資本金	47,328	47,328	47,328
資本剰余金			
資本準備金	40,303	40,303	40,303
その他資本剰余金	3	3	3
資本剰余金合計	40,307	40,307	40,307
利益剰余金			
利益準備金	7,492	7,492	7,492
その他利益剰余金	75,526	66,790	66,288
固定資産圧縮積立金	1,138	1,116	1,116
別途積立金	68,000	58,000	68,000
繰越利益剰余金	6,388	7,674	△2,827
利益剰余金合計	83,019	74,283	73,781
自己株式	△4,915	△4,944	△4,938
株主資本合計	165,739	156,974	156,479
<b>評価・換算差額等</b>			
その他有価証券評価差額金	69,043	47,055	27,885
評価・換算差額等合計	69,043	47,055	27,885
純資産の部合計	234,783	204,029	184,364
負債及び純資産の部合計	1,169,763	1,110,456	1,100,172

## (2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間		当中間会計期間		前事業年度の要約
	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	損益計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
経常収益		189,967		187,373	383,649
保険引受収益		172,457		170,638	351,256
(うち正味収入保険料)	※1	155,735	※1	154,945	※1 310,918
(うち収入積立保険料)		8,112		6,849	15,229
(うち積立保険料等運用益)		4,523		4,041	8,340
(うち責任準備金戻入額)	※5	4,086	※5	4,795	※5 16,767
資産運用収益		17,078		16,253	31,586
(うち利息及び配当金収入)	※6	13,826	※6	10,517	※6 23,897
(うち有価証券売却益)		7,772		9,494	16,014
(うち積立保険料等運用益振替)		△4,523		△4,041	△8,340
その他経常収益		430		481	807
経常費用		185,192		180,994	400,491
保険引受費用		150,056		146,973	306,025
(うち正味支払保険金)	※2	92,257	※2	94,546	※2 191,808
(うち損害調査費)		8,638		9,110	17,623
(うち諸手数料及び集金費)	※3	26,210	※3	26,701	※3 53,311
(うち満期返戻金)		17,969		16,179	40,743
(うち支払備金繰入額)	※4	4,729	※4	306	※4 1,877
資産運用費用		7,001		6,854	34,997
(うち有価証券売却損)		1,901		2,790	10,254
(うち有価証券評価損)		3,374		3,409	19,017
営業費及び一般管理費		27,663		26,532	58,410
その他経常費用		470		634	1,057
(うち支払利息)		0		0	0
経常利益又は経常損失(△)		4,774		6,378	△16,841
特別利益		1		71	6,677
特別法上の準備金戻入額		—		—	6,443
価格変動準備金戻入額		—		—	6,443
その他		1		71	234
特別損失		428		1,358	556
特別法上の準備金繰入額		333		303	—
価格変動準備金繰入額		333		303	—
その他	※9	95	※8	1,054	※9 556
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)		4,347		5,091	△10,720
法人税及び住民税		4,037		1,492	51
法人税等調整額		△2,189		60	△4,034
法人税等合計				1,552	△3,982
中間純利益又は中間純損失(△)		2,500		3,538	△6,738

## (3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	47,328	47,328	47,328
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	47,328	47,328	47,328
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	40,303	40,303	40,303
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	40,303	40,303	40,303
その他資本剰余金			
前期末残高	—	3	—
当中間期変動額			
自己株式の処分	3	—	3
当中間期変動額合計	3	—	3
当中間期末残高	3	3	3
資本剰余金合計			
前期末残高	40,303	40,307	40,303
当中間期変動額			
自己株式の処分	3	—	3
当中間期変動額合計	3	—	3
当中間期末残高	40,307	40,307	40,307
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	7,492	7,492	7,492
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	7,492	7,492	7,492
その他利益剰余金			
固定資産圧縮積立金			
前期末残高	1,138	1,116	1,138
当中間期変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	△22
当中間期変動額合計	—	—	△22
当中間期末残高	1,138	1,116	1,116
別途積立金			
前期末残高	68,000	68,000	68,000
当中間期変動額			
別途積立金の取崩	—	△10,000	—
当中間期変動額合計	—	△10,000	—
当中間期末残高	68,000	58,000	68,000

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
繰越利益剰余金			
前期末残高	6,926	△2,827	6,926
当中間期変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	22
別途積立金の取崩	—	10,000	—
剰余金の配当	△3,038	△3,036	△3,038
中間純利益又は中間純損失 (△)	2,500	3,538	△6,738
当中間期変動額合計	△538	10,502	△9,754
当中間期末残高	6,388	7,674	△2,827
利益剰余金合計			
前期末残高	83,558	73,781	83,558
当中間期変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
剰余金の配当	△3,038	△3,036	△3,038
中間純利益又は中間純損失 (△)	2,500	3,538	△6,738
当中間期変動額合計	△538	502	△9,776
当中間期末残高	83,019	74,283	73,781
自己株式			
前期末残高	△4,771	△4,938	△4,771
当中間期変動額			
自己株式の取得	△160	△6	△206
自己株式の処分	15	—	39
当中間期変動額合計	△144	△6	△167
当中間期末残高	△4,915	△4,944	△4,938
株主資本合計			
前期末残高	166,419	156,479	166,419
当中間期変動額			
剰余金の配当	△3,038	△3,036	△3,038
中間純利益又は中間純損失 (△)	2,500	3,538	△6,738
自己株式の取得	△160	△6	△206
自己株式の処分	19	—	42
当中間期変動額合計	△679	495	△9,940
当中間期末残高	165,739	156,974	156,479

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	106,888	27,885	106,888
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△37,844	19,170	△79,003
当中間期変動額合計	△37,844	19,170	△79,003
当中間期末残高	69,043	47,055	27,885
評価・換算差額等合計			
前期末残高	106,888	27,885	106,888
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△37,844	19,170	△79,003
当中間期変動額合計	△37,844	19,170	△79,003
当中間期末残高	69,043	47,055	27,885
純資産合計			
前期末残高	273,308	184,364	273,308
当中間期変動額			
剰余金の配当	△3,038	△3,036	△3,038
中間純利益又は中間純損失（△）	2,500	3,538	△6,738
自己株式の取得	△160	△6	△206
自己株式の処分	19	－	42
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△37,844	19,170	△79,003
当中間期変動額合計	△38,524	19,665	△88,943
当中間期末残高	234,783	204,029	184,364

## (4) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間		当中間会計期間		前事業年度	
	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー						
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)		4,347		5,091		△10,720
減価償却費		1,808		1,586		3,758
減損損失		12		—		12
支払備金の増減額(△は減少)		4,729		306		1,877
責任準備金の増減額(△は減少)		△4,086		△4,795		△16,767
貸倒引当金の増減額(△は減少)		△19		61		△173
投資損失引当金の増減額(△は減少)		0		△0		△0
退職給付引当金の増減額(△は減少)		△1,009		347		△2,386
賞与引当金の増減額(△は減少)		△363		△580		34
価格変動準備金の増減額(△は減少)		333		303		△6,443
利息及び配当金収入		△13,826		△10,517		△23,897
有価証券関係損益(△は益)		△2,408		△3,337		14,770
支払利息		0		0		0
為替差損益(△は益)		459		△192		583
有形固定資産関係損益(△は益)		81		0		309
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)		4,219		△4,001		△2,675
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)		△3,803		177		△1,931
その他		727		△7,857		17,916
小計		△8,797		△23,408		△25,731
利息及び配当金の受取額		13,172		11,122		24,505
利息の支払額		△0		△0		△0
法人税等の支払額		△4,754		△1,726		△7,424
法人税等の還付額		—		2,919		—
営業活動によるキャッシュ・フロー		△379		△11,093		△8,651
投資活動によるキャッシュ・フロー						
預貯金の純増減額(△は増加)		441		285		135
買入金銭債権の取得による支出		△616		—		△795
買入金銭債権の売却・償還による収入		950		—		1,758
有価証券の取得による支出		△119,608		△138,834		△232,444
有価証券の売却・償還による収入		95,446		145,021		220,532
貸付けによる支出		△1,319		△1,674		△7,539
貸付金の回収による収入		7,794		4,001		12,589
資産運用活動計		△16,911		8,798		△5,763
営業活動及び資産運用活動計		△17,290		△2,295		△14,414
有形固定資産の取得による支出		△2,198		△1,544		△4,608
有形固定資産の売却による収入		16		154		333
その他		△0		△0		△0
投資活動によるキャッシュ・フロー		△19,093		7,407		△10,038
財務活動によるキャッシュ・フロー						
借入金の返済による支出		△0		△2		△0
自己株式の売却による収入		19		—		42
自己株式の取得による支出		△160		△6		△206
配当金の支払額		△3,038		△3,036		△3,038
財務活動によるキャッシュ・フロー		△3,180		△3,045		△3,202
現金及び現金同等物に係る換算差額		△472		△6		△641
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		△23,125		△6,737		△22,533
現金及び現金同等物の期首残高		78,742		56,208		78,742
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1	55,616	※1	49,471	※1	56,208

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっております。</p> <p>(2) 子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>(3) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>(4) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法によっております。</p> <p>2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。</p> <p>3. 有形固定資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 同 左</p> <p>(2) 同 左</p> <p>(3) 同 左</p> <p>(4) 同 左</p> <p>2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同 左</p> <p>3. 有形固定資産の減価償却の方法</p> <p>同 左</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 同 左</p> <p>(2) 同 左</p> <p>(3) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>(4) 同 左</p> <p>2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同 左</p> <p>3. 有形固定資産の減価償却の方法</p> <p>同 左</p>



<p>前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)</p>
<p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準により、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。</p> <p>今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p> <p>また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、対象資産の所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>(2) 投資損失引当金</p> <p>資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる者が発行する有価証券について、将来発生する可能性のある損失に備えるため、中間会計期間末における損失見込額を計上しております。</p>	<p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p style="text-align: center;">同 左</p> <p>(2) 投資損失引当金</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>	<p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p style="text-align: center;">同 左</p> <p>(2) 投資損失引当金</p> <p>資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる者が発行する有価証券について、将来発生する可能性のある損失に備えるため、期末における損失見込額を計上しております。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）による定額法により損益処理することとしております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)</p>
<p>(4) 賞与引当金 従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>(5) 価格変動準備金 株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。</p> <p>5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>6. 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。 なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p> <p>7. リース取引の処理方法 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年 4月 1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>—————</p> <p>(4) 価格変動準備金 同 左</p> <p>5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同 左</p> <p>6. 消費税等の会計処理 同 左</p> <p>7. リース取引の処理方法 同 左</p>	<p>(4) 賞与引当金 従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>(5) 価格変動準備金 同 左</p> <p>5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>6. 消費税等の会計処理 同 左</p> <p>7. リース取引の処理方法 同 左</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>8. ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法</p> <p>外貨建預金の為替変動リスクのヘッジについては、振当処理を適用しており、その他有価証券の為替変動リスクのヘッジについては、時価ヘッジの方法によっております。この時価ヘッジにより、ヘッジ対象の外貨建債券の為替変動による損益とヘッジ手段である為替予約取引による損益の純額は金融派生商品費用に計上しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>為替変動リスクのヘッジについては、為替予約取引をヘッジ手段とし、外貨建の預金及び債券の一部をヘッジ対象としております。</p> <p>(3) ヘッジ方針</p> <p>外貨建の預金及び債券の為替変動リスクを減殺する目的で個別ヘッジによっております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>ヘッジの有効性については、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があるため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。</p>	<p>8. ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法</p> <p>その他有価証券の為替変動リスクのヘッジについては、時価ヘッジの方法によっております。この時価ヘッジにより、ヘッジ対象の外貨建債券の為替変動による損益とヘッジ手段である為替予約取引による損益の純額は金融派生商品費用に計上しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>為替変動リスクのヘッジについては、為替予約取引をヘッジ手段とし、外貨建の債券の一部をヘッジ対象としております。</p> <p>(3) ヘッジ方針</p> <p>外貨建の債券の為替変動リスクを減殺する目的で個別ヘッジによっております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>同 左</p>	<p>8. ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法</p> <p>外貨建預金の為替変動リスクのヘッジについては、振当処理を適用しており、その他有価証券の為替変動リスクのヘッジについては、時価ヘッジの方法によっております。この時価ヘッジにより、ヘッジ対象の外貨建債券の為替変動による損益とヘッジ手段である為替予約取引による損益の純額は金融派生商品費用に計上しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>為替変動リスクのヘッジについては、為替予約取引をヘッジ手段とし、外貨建の預金及び債券の一部をヘッジ対象としております。</p> <p>(3) ヘッジ方針</p> <p>外貨建の預金及び債券の為替変動リスクを減殺する目的で個別ヘッジによっております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>同 左</p>

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>9. 税効果会計に関する事項 中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。</p> <p>10. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が3か月以内の定期預金等の短期投資からなっております。</p>	<p>9. 税効果会計に関する事項 同 左</p> <p>10. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同 左</p>	<p>—————</p> <p>9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が3か月以内の定期預金等の短期投資からなっております。</p>

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準の適用) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間からこれらの会計基準等を適用しております。これによる中間財務諸表に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>	<p>(リース取引に関する会計基準の適用) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度からこれらの会計基準等を適用しております。これによる財務諸表に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
<p>(中間貸借対照表関係) 保険業法施行規則の改正により、当中間会計期間から、「その他負債」中の「未払法人税等」及び「その他の負債」を内訳表示しております。</p>	<p>—————</p>

【追加情報】

<p>前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
	<p>(経営統合に関する合意)</p> <p>当社は、平成21年1月23日の公表内容に基づき、経営統合に関する協議を進め、本年9月30日、あいおい損害保険株式会社（以下「あいおい損保」）及び三井住友海上グループ（三井住友海上グループホールディングス株式会社（以下「三井住友海上HD」）及び三井住友海上火災保険株式会社）と、最終合意に至り、株主総会の承認と関係当局の認可等を前提として、あいおい損保、三井住友海上HDとの間で株式交換契約、あいおい損保との間で合併契約を締結いたしました。</p> <p>株式交換契約及び合併契約の概要は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 株式交換及び合併の目的</p> <p>① 株式交換の目的</p> <p>スピード感を持って飛躍的に事業基盤及び経営資源の質・量の強化・拡大を図ることにより、グローバルに事業展開する世界トップ水準の保険・金融グループを創造して、持続的な成長と企業価値向上の実現を目的とするものであります。</p> <p>② 合併の目的</p> <p>当社、あいおい損保及び三井住友海上HDとの間の株式交換による経営統合により実現する新たな保険・金融グループの中核会社としてグループ企業価値の向上を追求するため、当社及びあいおい損保の強みを発揮し、お客さまからの確かな信頼を基に発展することを目的とするものであります。</p> <p>(2) 株式交換及び合併の方法</p> <p>① 株式交換の方法</p> <p>当社及びあいおい損保は、三井住友海上HDを株式交換完全親会社とし、それぞれ自らを株式交換完全子会社とする株式交換を行い、三井住友海上HDの完全子会社となります。</p>	

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>② 合併の方法</p> <p>当社及びあいおい損保は、あいおい損保を合併存続会社とし、当社を合併消滅会社とする合併を行い、当社は解散いたします。</p> <p>(3) 株式交換及び合併の期日（効力発生日）</p> <p>株式交換期日を平成22年4月1日、合併期日を平成22年10月1日といたします。</p> <p>(4) 株式交換及び合併に係る割当ての内容</p> <p>① 株式交換に係る割当ての内容</p> <p>株式交換に際して、当社の普通株式1株に対して三井住友海上HDの普通株式0.191株が割当交付され、あいおい損保の普通株式1株に対して三井住友海上HDの普通株式0.190株が割当交付されます。</p> <p>② 合併に係る割当ての内容</p> <p>合併は、当社及びあいおい損保がともに三井住友海上HD（株式交換に際して、商号を「MS &amp; ADインシュアランスグループホールディングス株式会社」に変更予定）の完全子会社となった後に行われるため、合併に際して、あいおい損保から当社の株主に対して、あいおい損保の株式その他の金銭等は割当交付されません。</p>	

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(5) 株式交換の割当ての内容の算定根拠</p> <p>当社、あいおい損保及び三井住友海上HDは、株式交換比率の算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、当社はゴールドマン・サックス証券株式会社（以下「ゴールドマン・サックス」）に対し、あいおい損保は野村証券株式会社（以下「野村証券」）及びモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「モルガン・スタンレー」）に対し、三井住友海上HDは日興シティグループ証券株式会社（現シティグループ証券株式会社。以下「シティグループ」）に対し、それぞれ自らが当事者となる経営統合に係る株式交換比率の算定を依頼いたしました。</p> <p>当社はゴールドマン・サックスによる算定結果を参考に、あいおい損保は野村証券及びモルガン・スタンレーによる算定結果を参考に、三井住友海上HDはシティグループによる算定結果を参考に、それぞれ3社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、3社で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、上記株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。</p> <p>また、当社はゴールドマン・サックスから、あいおい損保は野村証券及びモルガン・スタンレーから、三井住友海上HDはシティグループから、それぞれ自らが当事者となる株式交換比率が財務的見地から妥当である旨の評価を受けております。</p>	



前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)												
	<p>(6) 株式交換完全親会社及び合併存続会社の概要</p> <p>① 株式交換完全親会社</p> <table border="1" data-bbox="579 371 1003 667"> <tr> <td data-bbox="579 371 738 589">商号</td> <td data-bbox="738 371 1003 589">MS &amp; ADインシュアランスグループホールディングス株式会社 (現：三井住友海上グループホールディングス株式会社)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 589 738 627">資本金</td> <td data-bbox="738 589 1003 627">100,000百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 627 738 667">事業の内容</td> <td data-bbox="738 627 1003 667">保険持株会社</td> </tr> </table> <p>② 合併存続会社</p> <table border="1" data-bbox="579 728 1003 947"> <tr> <td data-bbox="579 728 738 875">商号</td> <td data-bbox="738 728 1003 875">あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 (現：あいおい損害保険株式会社)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 875 738 913">資本金</td> <td data-bbox="738 875 1003 913">100,005百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 913 738 947">事業の内容</td> <td data-bbox="738 913 1003 947">損害保険事業</td> </tr> </table>	商号	MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社 (現：三井住友海上グループホールディングス株式会社)	資本金	100,000百万円	事業の内容	保険持株会社	商号	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 (現：あいおい損害保険株式会社)	資本金	100,005百万円	事業の内容	損害保険事業	
商号	MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社 (現：三井住友海上グループホールディングス株式会社)													
資本金	100,000百万円													
事業の内容	保険持株会社													
商号	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 (現：あいおい損害保険株式会社)													
資本金	100,005百万円													
事業の内容	損害保険事業													

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は59,903百万円であります。</p> <p>※2. 担保に供している資産は有価証券5,326百万円であります。また、担保付き債務はその他の負債に含まれる借入金6百万円であります。</p> <p>※3.</p> <p>(1) 貸付金のうち、破綻先債権に該当するものはありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、延滞債権額は273百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は60,055百万円であります。</p> <p>※2. 担保に供している資産は有価証券5,286百万円であります。また、担保付き債務はその他の負債に含まれる借入金3百万円あります。</p> <p>※3.</p> <p>(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は32百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまで（貸倒引当金勘定への繰入限度額）に掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、延滞債権額は282百万円あります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は59,152百万円あります。</p> <p>※2. 担保に供している資産は有価証券5,300百万円あります。また、担保付き債務はその他の負債に含まれる借入金6百万円あります。</p> <p>※3.</p> <p>(1) 貸付金のうち、破綻先債権に該当するものはありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまで（貸倒引当金勘定への繰入限度額）に掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、延滞債権額は286百万円あります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p>

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)																														
<p>(3) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権に該当するものはありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権に該当するものはありません。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(5) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は273百万円であります。</p> <p>※4. 支払備金の内訳 (百万円)</p> <table border="0"> <tr> <td>支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)</td> <td>134,095</td> </tr> <tr> <td>同上にかかる出再支払備金</td> <td>15,247</td> </tr> <tr> <td>差引(イ)</td> <td>118,848</td> </tr> <tr> <td>地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)</td> <td>9,811</td> </tr> <tr> <td>計(イ+ロ)</td> <td>128,660</td> </tr> </table>	支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	134,095	同上にかかる出再支払備金	15,247	差引(イ)	118,848	地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	9,811	計(イ+ロ)	128,660	<p>(3) 同左</p> <p>(4) 同左</p> <p>(5) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は315百万円であります。</p> <p>※4. 支払備金の内訳 (百万円)</p> <table border="0"> <tr> <td>支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)</td> <td>126,719</td> </tr> <tr> <td>同上にかかる出再支払備金</td> <td>10,272</td> </tr> <tr> <td>差引(イ)</td> <td>116,447</td> </tr> <tr> <td>地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)</td> <td>9,666</td> </tr> <tr> <td>計(イ+ロ)</td> <td>126,114</td> </tr> </table>	支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	126,719	同上にかかる出再支払備金	10,272	差引(イ)	116,447	地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	9,666	計(イ+ロ)	126,114	<p>(3) 同左</p> <p>(4) 同左</p> <p>(5) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は286百万円であります。</p> <p>※4. 支払備金の内訳 (百万円)</p> <table border="0"> <tr> <td>支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)</td> <td>130,295</td> </tr> <tr> <td>同上にかかる出再支払備金</td> <td>14,410</td> </tr> <tr> <td>差引(イ)</td> <td>115,885</td> </tr> <tr> <td>地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)</td> <td>9,922</td> </tr> <tr> <td>計(イ+ロ)</td> <td>125,808</td> </tr> </table>	支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	130,295	同上にかかる出再支払備金	14,410	差引(イ)	115,885	地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	9,922	計(イ+ロ)	125,808
支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	134,095																															
同上にかかる出再支払備金	15,247																															
差引(イ)	118,848																															
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	9,811																															
計(イ+ロ)	128,660																															
支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	126,719																															
同上にかかる出再支払備金	10,272																															
差引(イ)	116,447																															
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	9,666																															
計(イ+ロ)	126,114																															
支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	130,295																															
同上にかかる出再支払備金	14,410																															
差引(イ)	115,885																															
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	9,922																															
計(イ+ロ)	125,808																															

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
※5. 責任準備金の内訳 (百万円)	※5. 責任準備金の内訳 (百万円)	※5. 責任準備金の内訳 (百万円)
普通責任準備金(出再 責任準備金控除前) 271,483	普通責任準備金(出再 責任準備金控除前) 279,690	普通責任準備金(出再 責任準備金控除前) 278,536
同上にかかる出再責任 準備金 17,756	同上にかかる出再責任 準備金 19,273	同上にかかる出再責任 準備金 21,500
差引(イ) 253,727	差引(イ) 260,417	差引(イ) 257,035
払戻積立金(出再責任 準備金控除前) 300,220	払戻積立金(出再責任 準備金控除前) 281,341	払戻積立金(出再責任 準備金控除前) 287,646
同上にかかる出再責任 準備金 1	同上にかかる出再責任 準備金 0	同上にかかる出再責任 準備金 0
差引(ロ) 300,219	差引(ロ) 281,340	差引(ロ) 287,645
その他の責任準備金 (ハ) 217,530	その他の責任準備金 (ハ) 212,242	その他の責任準備金 (ハ) 214,115
計(イ+ロ+ハ) 771,477	計(イ+ロ+ハ) 754,000	計(イ+ロ+ハ) 758,795

## (中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
※ 1. 正味収入保険料の内訳 (百万円) 収入保険料 190,096 支払再保険料 34,360 差引 155,735	※ 1. 正味収入保険料の内訳 (百万円) 収入保険料 194,235 支払再保険料 39,289 差引 154,945	※ 1. 正味収入保険料の内訳 (百万円) 収入保険料 380,309 支払再保険料 69,390 差引 310,918
※ 2. 正味支払保険金の内訳 (百万円) 支払保険金 114,046 回収再保険金 21,789 差引 92,257	※ 2. 正味支払保険金の内訳 (百万円) 支払保険金 124,213 回収再保険金 29,666 差引 94,546	※ 2. 正味支払保険金の内訳 (百万円) 支払保険金 240,443 回収再保険金 48,635 差引 191,808
※ 3. 諸手数料及び集金費の内訳 (百万円) 支払諸手数料及び集金 費 30,281 出再保険手数料 4,070 差引 26,210	※ 3. 諸手数料及び集金費の内訳 (百万円) 支払諸手数料及び集金 費 31,063 出再保険手数料 4,362 差引 26,701	※ 3. 諸手数料及び集金費の内訳 (百万円) 支払諸手数料及び集金 費 61,686 出再保険手数料 8,374 差引 53,311
※ 4. 支払備金繰入額(△は支払備金 戻入額)の内訳 (百万円) 支払備金繰入額(出再 支払備金控除前、 (ロ)に掲げる保険を 除く) 7,356 同上にかかる出再支払 備金繰入額 2,298 差引(イ) 5,057 地震保険および自動車 損害賠償責任保険にか かる支払備金繰入額 (ロ) △328 計(イ+ロ) 4,729	※ 4. 支払備金繰入額(△は支払備金 戻入額)の内訳 (百万円) 支払備金繰入額(出再 支払備金控除前、 (ロ)に掲げる保険を 除く) △3,575 同上にかかる出再支払 備金繰入額 △4,137 差引(イ) 562 地震保険および自動車 損害賠償責任保険にか かる支払備金繰入額 (ロ) △256 計(イ+ロ) 306	※ 4. 支払備金繰入額(△は支払備金 戻入額)の内訳 (百万円) 支払備金繰入額(出再 支払備金控除前、 (ロ)に掲げる保険を 除く) 3,556 同上にかかる出再支払 備金繰入額 1,461 差引(イ) 2,094 地震保険および自動車 損害賠償責任保険にか かる支払備金繰入額 (ロ) △217 計(イ+ロ) 1,877
※ 5. 責任準備金繰入額(△は責任準 備金戻入額)の内訳 (百万円) 普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除 前) 1,273 同上にかかる出再責任 準備金繰入額 326 差引(イ) 946 払戻積立金繰入額(出 再責任準備金控除前) △6,700 同上にかかる出再責任 準備金繰入額 △2 差引(ロ) △6,697 その他の責任準備金繰 入額(ハ) 1,664 計(イ+ロ+ハ) △4,086	※ 5. 責任準備金繰入額(△は責任準 備金戻入額)の内訳 (百万円) 普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除 前) 1,154 同上にかかる出再責任 準備金繰入額 △2,226 差引(イ) 3,381 払戻積立金繰入額(出 再責任準備金控除前) △6,304 同上にかかる出再責任 準備金繰入額 0 差引(ロ) △6,304 その他の責任準備金繰 入額(ハ) △1,872 計(イ+ロ+ハ) △4,795	※ 5. 責任準備金繰入額(△は責任準 備金戻入額)の内訳 (百万円) 普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除 前) 8,326 同上にかかる出再責任 準備金繰入額 4,070 差引(イ) 4,255 払戻積立金繰入額(出 再責任準備金控除前) △19,274 同上にかかる出再責任 準備金繰入額 △3 差引(ロ) △19,271 その他の責任準備金繰 入額(ハ) △1,751 計(イ+ロ+ハ) △16,767

前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)																																														
<p>※6. 利息及び配当金収入の内訳 (百万円)</p> <table border="0"> <tr><td>預貯金利息</td><td>542</td></tr> <tr><td>コールローン利息</td><td>6</td></tr> <tr><td>買入金銭債権利息</td><td>1</td></tr> <tr><td>有価証券利息・配当金</td><td>12,290</td></tr> <tr><td>貸付金利息</td><td>428</td></tr> <tr><td>不動産賃貸料</td><td>436</td></tr> <tr><td>その他利息・配当金</td><td>121</td></tr> <tr><td>計</td><td>13,826</td></tr> </table> <p>7. 時価ヘッジによるヘッジ対象の外貨建債券の為替変動による損益とヘッジ手段である為替予約取引による損益の純額は、金融派生商品費用に計上しております。なお、上記相殺前のヘッジ対象の外貨建債券の為替変動による損失の額は579百万円、ヘッジ手段である為替予約取引による損失の額は543百万円であります。</p> <p>※9. 減損損失に関する事項</p> <p>(1) 資産のグルーピングの方法 保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で1つの資産グループとしております。また、賃貸用不動産等及び遊休不動産等については、個別の物件毎に1つの資産グループとしております。</p> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯 賃貸資産及び遊休資産のうち、時価が著しく下落しているものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	預貯金利息	542	コールローン利息	6	買入金銭債権利息	1	有価証券利息・配当金	12,290	貸付金利息	428	不動産賃貸料	436	その他利息・配当金	121	計	13,826	<p>※6. 利息及び配当金収入の内訳 (百万円)</p> <table border="0"> <tr><td>預貯金利息</td><td>9</td></tr> <tr><td>コールローン利息</td><td>0</td></tr> <tr><td>有価証券利息・配当金</td><td>9,578</td></tr> <tr><td>貸付金利息</td><td>402</td></tr> <tr><td>不動産賃貸料</td><td>409</td></tr> <tr><td>その他利息・配当金</td><td>116</td></tr> <tr><td>計</td><td>10,517</td></tr> </table> <p>7. 時価ヘッジによるヘッジ対象の外貨建債券の為替変動による損益とヘッジ手段である為替予約取引による損益の純額は、金融派生商品費用に計上しております。なお、上記相殺前のヘッジ対象の外貨建債券の為替変動による損失の額は2,331百万円、ヘッジ手段である為替予約取引による利益の額は1,869百万円あります。</p> <p>※8. 特別損失のその他は、固定資産処分損71百万円及び経営統合関連費用982百万円であります。</p> <p>※9. 減損損失に関する事項</p> <p>(1) 資産のグルーピングの方法 保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で1つの資産グループとしております。また、賃貸用不動産等及び遊休不動産等については、個別の物件毎に1つの資産グループとしております。</p> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯 賃貸資産及び遊休資産のうち、時価が著しく下落しているものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	預貯金利息	9	コールローン利息	0	有価証券利息・配当金	9,578	貸付金利息	402	不動産賃貸料	409	その他利息・配当金	116	計	10,517	<p>※6. 利息及び配当金収入の内訳 (百万円)</p> <table border="0"> <tr><td>預貯金利息</td><td>737</td></tr> <tr><td>コールローン利息</td><td>10</td></tr> <tr><td>買入金銭債権利息</td><td>1</td></tr> <tr><td>有価証券利息・配当金</td><td>21,278</td></tr> <tr><td>貸付金利息</td><td>813</td></tr> <tr><td>不動産賃貸料</td><td>848</td></tr> <tr><td>その他利息・配当金</td><td>208</td></tr> <tr><td>計</td><td>23,897</td></tr> </table> <p>7. 時価ヘッジによるヘッジ対象の外貨建債券の為替変動による損益とヘッジ手段である為替予約取引による損益の純額は、金融派生商品費用に計上しております。なお、上記相殺前のヘッジ対象の外貨建債券の為替変動による損失の額は8,048百万円、ヘッジ手段である為替予約取引による利益の額は5,143百万円あります。</p> <p>※9. 減損損失に関する事項</p> <p>(1) 資産のグルーピングの方法 保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で1つの資産グループとしております。また、賃貸用不動産等及び遊休不動産等については、個別の物件毎に1つの資産グループとしております。</p> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯 賃貸資産及び遊休資産のうち、時価が著しく下落しているものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	預貯金利息	737	コールローン利息	10	買入金銭債権利息	1	有価証券利息・配当金	21,278	貸付金利息	813	不動産賃貸料	848	その他利息・配当金	208	計	23,897
預貯金利息	542																																															
コールローン利息	6																																															
買入金銭債権利息	1																																															
有価証券利息・配当金	12,290																																															
貸付金利息	428																																															
不動産賃貸料	436																																															
その他利息・配当金	121																																															
計	13,826																																															
預貯金利息	9																																															
コールローン利息	0																																															
有価証券利息・配当金	9,578																																															
貸付金利息	402																																															
不動産賃貸料	409																																															
その他利息・配当金	116																																															
計	10,517																																															
預貯金利息	737																																															
コールローン利息	10																																															
買入金銭債権利息	1																																															
有価証券利息・配当金	21,278																																															
貸付金利息	813																																															
不動産賃貸料	848																																															
その他利息・配当金	208																																															
計	23,897																																															

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)		前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳 (百万円)				(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳 (百万円)	
用途	場所	種類	減損損失		
			土地	建物	計
遊休資産	北海道 釧路市	土地及び 建物	8	3	12
計			8	3	12
(4) 回収可能価額の算定方法 当該資産の回収可能価額の算定については、正味売却価額を適用しております。なお、正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額を使用しております。				(4) 回収可能価額の算定方法 当該資産の回収可能価額の算定については、正味売却価額を適用しております。なお、正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額を使用しております。	

(中間株主資本等変動計算書関係)

I. 前中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間増 加株式数 (千株)	当中間会計期間減 少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	390,055	—	—	390,055
合計	390,055	—	—	390,055
自己株式				
普通株式 (注1) (注2)	10,205	279	32	10,451
合計	10,205	279	32	10,451

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加279千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少32千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

2. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	3,038百万円	8円	平成20年3月31日	平成20年6月27日

II. 当中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間増 加株式数 (千株)	当中間会計期間減 少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	390,055	—	—	390,055
合計	390,055	—	—	390,055
自己株式				
普通株式 (注)	10,495	14	—	10,510
合計	10,495	14	—	10,510

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加14千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	3,036百万円	8円	平成21年3月31日	平成21年6月26日



Ⅲ. 前事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	390,055	—	—	390,055
合計	390,055	—	—	390,055
自己株式				
普通株式（注1）（注2）	10,205	373	82	10,495
合計	10,205	373	82	10,495

（注）1. 普通株式の自己株式の株式数の増加373千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少82千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の 種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	3,038百万円	8円	平成20年3月31日	平成20年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の 種類	配当金の 総額	配当の 原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	3,036百万円	利益剰余金	8円	平成21年3月31日	平成21年6月26日

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

前中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）	当中間会計期間 （自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）	前事業年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成20年9月30日現在） （百万円）	※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成21年9月30日現在） （百万円）	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成21年3月31日現在） （百万円）
現金及び預貯金 27,805	現金及び預貯金 29,281	現金及び預貯金 32,803
コールローン 28,400	コールローン 20,800	コールローン 24,300
預入期間が3か月を 超える定期預金 △589	預入期間が3か月を 超える定期預金 △610	預入期間が3か月を 超える定期預金 △895
現金及び現金同等物 55,616	現金及び現金同等物 49,471	現金及び現金同等物 56,208
2. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。	2. 同左	2. 同左

(リース取引関係)

前中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）、当中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）及び前事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

重要性に乏しいため記載を省略しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

前中間会計期間末（平成20年9月30日）、当中間会計期間末（平成21年9月30日）及び前事業年度末（平成21年3月31日）

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末（平成20年9月30日）、当中間会計期間末（平成21年9月30日）及び前事業年度末（平成21年3月31日）

該当事項はありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの

種類	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)			当中間会計期間末 (平成21年9月30日)			前事業年度末 (平成21年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	中間貸借対 照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	中間貸借対 照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	333,277	333,668	391	326,451	331,297	4,846	343,912	345,601	1,689
株式	208,929	330,289	121,360	206,710	288,789	82,079	205,900	263,897	57,996
外国証券	218,503	208,010	△10,492	206,700	192,403	△14,297	186,739	169,938	△16,801
その他	26,059	23,067	△2,991	4,778	6,027	1,248	13,445	14,404	958
合計	786,769	895,036	108,266	744,641	818,518	73,876	749,998	793,841	43,842

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>1. 中間貸借対照表において買入金 銭債権として処理されている商品 投資受益権を「その他」に含めて おります。</p> <p>2. その他有価証券で時価のあるも のについて、3,286百万円の減損処 理を行っております。なお、当該 有価証券の減損にあたっては、当 中間会計期間末の時価が取得原価 に比べて30%以上下落しているも のを全て減損処理の対象としてお ります。</p>	<p>その他有価証券で時価のあるも のについて、3,399百万円の減損処 理を行っております。なお、当該 有価証券の減損にあたっては、当 中間会計期間末の時価が取得原価 に比べて30%以上下落しているも のを全て減損処理の対象としてお ります。</p>	<p>その他有価証券で時価のあるも のについて、18,737百万円の減損 処理を行っております。なお、当 該有価証券の減損にあたっては、 当事業年度末の時価が取得原価に 比べて30%以上下落しているも のを全て減損処理の対象としてお ります。</p>

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表（貸借対照表）計上額

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
(1) 満期保有目的の債券 公社債            74百万円	(1) 満期保有目的の債券 公社債            12百万円	(1) 満期保有目的の債券 公社債            42百万円
(2) 子会社株式及び関連会社株式 株式            392百万円 外国証券        2,539百万円	(2) 子会社株式及び関連会社株式 株式            235百万円 外国証券        2,539百万円	(2) 子会社株式及び関連会社株式 株式            235百万円 外国証券        2,539百万円
(3) その他有価証券 公社債            2百万円 株式            6,361百万円 外国証券        7,843百万円 その他            1百万円	(3) その他有価証券 公社債            2百万円 株式            6,331百万円 外国証券        7,795百万円 その他            1百万円	(3) その他有価証券 公社債            2百万円 株式            6,347百万円 外国証券        7,805百万円 その他            1百万円

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託

前中間会計期間末（平成20年9月30日）、当中間会計期間末（平成21年9月30日）及び前事業年度末（平成21年3月31日）

該当事項はありません。

2. 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

前中間会計期間末（平成20年9月30日）、当中間会計期間末（平成21年9月30日）及び前事業年度末（平成21年3月31日）

該当事項はありません。

## (デリバティブ取引関係)

対象物の種類	取引の種類	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)			当中間会計期間末 (平成21年9月30日)			前事業年度末 (平成21年3月31日)		
		契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
株式	株式先物取引									
	買建	—	—	—	3,871	3,834	△36	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—	△36	—	—	—

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

(参考) 上記以外で時価ヘッジを適用しているものは以下のとおりであります。

対象物の種類	取引の種類	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)			当中間会計期間末 (平成21年9月30日)			前事業年度末 (平成21年3月31日)		
		契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引									
	売建	92,650	88,111	4,539	119,610	115,193	4,416	104,563	110,402	△5,838
	合計	—	—	4,539	—	—	4,416	—	—	△5,838

## (持分法損益等)

前中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）、当中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）及び前事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

重要性に乏しいため記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 618.49円 1株当たり中間純利益金額 6.58円 なお、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額については、潜在株 式が存在しないため記載しておりま せん。	1株当たり純資産額 537.56円 1株当たり中間純利益金額 9.32円 なお、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額については、潜在株 式が存在しないため記載しておりま せん。	1株当たり純資産額 485.73円 1株当たり当期純損失金額 17.74円 なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額については、1株当 たり当期純損失であり、また、潜在 株式が存在しないため記載しており ません。

(注) 1. 1株当たり中間純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
中間純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	2,500	3,538	△6,738
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間純利益又は当期 純損失 (△) (百万円)	2,500	3,538	△6,738
普通株式の期中平均株式数 (千株)	379,810	379,554	379,694

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間末 平成20年9月30日	当中間会計期間末 平成21年9月30日	前事業年度末 平成21年3月31日
純資産の部の合計額 (百万円)	234,783	204,029	184,364
純資産の部の合計額から控除する金 額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間期末の純資産額 (百万円)	234,783	204,029	184,364
1株当たり純資産額の算定に用いら れた中間期末の普通株式の数 (千株)	379,604	379,545	379,560

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

### (1) 第2四半期会計期間に係る四半期損益計算書

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間に係る四半期損益計算書については、中間監査又は四半期レビューを受けておりません。

(単位：百万円)

	前第2四半期会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
経常収益	98,004	96,869
保険引受収益	89,853	87,005
(うち正味収入保険料)	(77,542)	(78,131)
(うち収入積立保険料)	(3,888)	(3,131)
(うち積立保険料等運用益)	(2,217)	(1,994)
(うち責任準備金戻入額)	(6,205)	(3,749)
資産運用収益	7,930	9,604
(うち利息及び配当金収入)	(5,100)	(3,725)
(うち有価証券売却益)	(5,045)	(7,957)
(うち積立保険料等運用益振替)	(△2,217)	(△1,994)
その他経常収益	221	258
経常費用	97,416	94,406
保険引受費用	77,616	76,132
(うち正味支払保険金)	(46,640)	(47,899)
(うち損害調査費)	(4,595)	(5,055)
(うち諸手数料及び集金費)	(12,575)	(13,046)
(うち満期返戻金)	(9,327)	(8,556)
(うち支払備金繰入額)	(4,051)	(1,387)
資産運用費用	6,017	5,101
(うち有価証券売却損)	(1,393)	(1,446)
(うち有価証券評価損)	(3,277)	(3,240)
営業費及び一般管理費	13,472	13,036
その他経常費用	310	135
(うち支払利息)	(0)	(0)
経常利益	587	2,462
特別利益	1	71
特別損失	189	907
特別法上の準備金繰入額	166	150
価格変動準備金繰入額	(166)	(150)
その他	23	756
税引前四半期純利益	399	1,626
法人税及び住民税	840	264
法人税等調整額	△297	675
法人税等合計		939
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△143	686

(注) 上記は、中間損益計算書の金額から第1四半期累計期間に係る四半期損益計算書の金額を差し引いて作成しております。

## (1株当たり情報)

前第2四半期会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額 0.37円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 1.80円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
四半期純利益又は四半期純損失(△) (百万円)	△143	686
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	△143	686
普通株式の期中平均株式数(千株)	379,775	379,550

## (2) その他

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



## 独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月20日

ニッセイ同和損害保険株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 宮崎 茂 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 誠 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 順二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニッセイ同和損害保険株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第66期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニッセイ同和損害保険株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月19日

ニッセイ同和損害保険株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮崎 茂 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 誠 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 順二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニッセイ同和損害保険株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第67期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニッセイ同和損害保険株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

追加情報に記載されているとおり、会社は、平成21年9月30日付けで、株主総会の承認及び関係当局の認可等を前提として、あいおい損害保険株式会社及び三井住友海上グループホールディングス株式会社との間で株式交換契約を、あいおい損害保険株式会社との間で合併契約を、それぞれ締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。